

令和5年4月21日

保護者の皆様

川崎市立川崎高等学校全日制課程

校長 岩木 正志

## 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発令時、地震発生時における生徒の安全確保について

日ごろより、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、「暴風警報」等の発表および地震発生時における生徒の安全確保について、川崎市教育委員会によるガイドラインを受けて、本校では次のように対応しておりますのでお知らせいたします。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら遠慮なくご連絡ください。

なお、本校ではこうした自然災害発生時に限らず、常時生徒の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1.

(1) 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限らず県内の何れかの市町村）に「**特別警報**」及び「**暴風警報**」・「**暴風雪警報**」のいずれかが発表されたとき；

1) 午前6時の時点で発表、あるいは発表が継続されていた場合は、当日を臨時休業（休校）とします。当日の遠足・修学旅行・体験学習等も延期・中止とします。途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。ただし、交通機関の運行状況や安全性を確認したうえで、部活動や委員会活動など放課後の生徒の活動について実施することがありますが、その際はご連絡いたします。

※午前6時の時点で、神奈川県のいずれの市町村等の「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が解除されていた場合でも、市内の全駅を含む区間で\*市内鉄道会社全社が計画運休を実施している場合は、当日を臨時休業（休校）とします。

（\*JR 東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）

2) 生徒登校後、学校での教育活動中に発表された場合は、活動（授業や部活動等）時間を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。なお、安全に下校できないと判断される場合は、当該生徒を学校で待機させる安全措置を講ずることがあります。

（裏面につづく）

(2) 「特別警報」および「暴風警報」・「暴風雪警報」**以外の警報（「大雨警報」、「大雪警報」など）**が午前6時の時点で発表されたとき、あるいは発表が継続されているとき；

- 1) 登校前に発表された場合は、交通機関の運行状況などを確認し、安全に留意し、無理せず登校させてください。
- 2) 生徒の登校後、学校での教育活動中に発表された場合は、活動時間を繰り上げて下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。

2. 川崎市内のいずれかの地域に、**震度5強以上の地震**が発生したとき；

- 1) 発生が始業時刻前の場合は、発生した当日および翌日を臨時休業（休校）とします。
- 2) 発生が学校での教育活動中（在校中）の場合は、発生した当日および翌日を臨時休業（休校）とします。当日は教育活動（授業、部活動等）を中止し、安全に下校できると判断された段階で、教職員の指示により生徒を帰宅させます。なお、帰宅困難な生徒については、安全に下校できると判断されるまで学校に留め置きます。
- 3) 発生が休日、休前日の場合は、休日明けの平日を臨時休業（休校）とします。また、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、生徒の学校での活動をすべて中止とします。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、  
全日制教頭 田中までお問い合わせください。

TEL : 044-244-4981